

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015仙第29号
事故等種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成27年5月10日 12時30分ごろ
発生場所	福島県いわき市江名港南東方沖 中之作港東防波堤灯台から真方位122° 4.4海里付近 （概位 北緯36° 55.00′ 東経141° 02.00′）
事故等調査の経過	平成27年5月21日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 第15正永丸 ^{しょうえい} 、5.34トン
船舶番号、船舶所有者等	210-55062福島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人6人を乗せ、釣りを終えた後、約14～15ノットの対地速力で江名港南東方沖を航行中、徐々に速度が低下し、平成27年5月10日12時30分ごろ主機が停止した。 本船は、船長が、スタータースイッチを回しても主機を始動することができなかったので、燃料油系統を確認したところ、機関室の燃料油タンクの出口管に不純物が詰まり閉塞状態となっていることを認め、自力航行を断念して携帯電話で13時37分ごろ海上保安庁に118番通報し、来援した巡視船にえい航されて福島県いわき市小名浜港に着岸した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	本船の主機は、船内機であった。 本船は、主機の燃料として軽油が使用されていた。 主機の燃料油は、船体付燃料油タンクから機関室の燃料油タンクを経て主機に供給されるようになっていた。 船長は、平成24年5月に本船を所有してから、年1～2回燃料油系統の開放点検及び清掃を行っていた。 船長は、本インシデントの1週間ほど前に燃料油を補給した際、船体付燃料油タンクの出口弁に生じた亀裂から燃料油が漏れていることに気付き、修理を行ったものの、漏れた燃料油を捨てるのはもったいないと思い、底部に滞留して不純物が混入した燃料油を再び同タンク

	に補給した。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、江名港南東方沖を航行中、機関室の燃料油タンクの出口管が、不純物によって閉塞し、燃料油の供給が途絶したことから、主機が停止して運航不能となったものと考えられる。 機関室の燃料油タンクの出口管は、船長が不純物が混入した燃料油を船体付燃料油タンクに補給したことから、閉塞した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が江名港南東方沖を航行中、機関室の燃料油タンクの出口管が、不純物によって閉塞し、燃料油の供給が途絶したため、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・不純物が混入した燃料油を使用しないこと。